

## 滞納金を理由とする活動停止に関する方針改正について

2010年4月に国際理事会は、滞納金を理由とする活動停止に関する方針を改正しました。2010年7月2日から適用される改正後の方針は、次の通りです：

『120日を超過している滞納残高が会員1人当たり US\$20 または 1クラブ当たり US\$1,000 のいずれか低い額を上回っているクラブに対しては、自動的にライオンズクラブのチャーター、権利、特権及び義務が停止される。停止処分扱いとなったクラブが翌月の28日までに停止処分から解除されない場合には、クラブのチャーターは自動的に取り消される。』

停止処分を受けたクラブは、下記をすることができません：

- (a) 奉仕活動を行う。
- (b) 資金獲得事業を行う。
- (c) 地区または複合地区の行事、研修会などに参加する。
- (d) クラブ外で投票をする。
- (e) 地区、複合地区、国際役員候補者を推薦する。
- (f) 月例会員報告書や他の報告書を提出する。
- (g) ライオンズクラブをスポンサーする。或いは、レオクラブやライオネスクラブを結成する。

停止処分を受けたクラブは、下記をすることができます：

- (a) 会合を開き、クラブの将来について、またクラブが活動停止から解除されるにはどうすべきか話し合う。
- (b) 未納金を完納する。または、支払いプランを要請する。

この改正後の方針は、滞納残高があるクラブに深刻な影響をもたらします。国際会費 2 回分の金額を 120 日間滞納するだけで、クラブは活動停止となる可能性があります。活動停止となったクラブは、未納金を完納することにより、活動停止から解除されます。また、クラブ復帰報告書を提出する必要はありませんが、クラブ役員はクラブが活動停止から解除され次第、会員名簿に変更がないかどうか確認し、変更がある場合には記録を更新する必要があります。

国際会費は、各種プログラムや会員へのサービスを提供するための最大の収入源です。従いまして、国際協会を維持していくためには、国際会費を期日通り、直ぐにお支払いいただくことが大変重要です。

ご質問などがありましたら、[membershipbilling@lionsclubs.org](mailto:membershipbilling@lionsclubs.org) までお問合せください。全クラブが定期的に会計計算書を確認し、未納金を支払うことにより、活動停止にならないことを期待しております。

## 受取勘定及びクラブ口座サービス

300 W. 22<sup>nd</sup> Street

Oakbrook, IL 60523-8842 [membershipbilling@lionsclubs.org](mailto:membershipbilling@lionsclubs.org)

電話: 630-203-3820 FAX: 630-706-9108